

詳細な制度設計に向けた論点整理についての考え方

1. 資本市場等を活用した仕組みの在り方

- 地方公共団体の資金調達については、地方公共団体が個々に創意工夫し、資本市場を活用して資金調達する方法とともに、財務上の戦略として共同調達の仕組みを活用するという選択もある。地方の意見を十分に踏まえ、更に検討。
- 上記の財務上の戦略として共同調達の仕組みを活用する場合には、現行の地方債の共同発行における長所と限界も踏まえつつ、どのような仕組みが適当か検討が必要。
- 地方公共団体自らが、市場の信認を得て、資本市場から必要な資金を共同で調達し、長期・低利の資金供給を行う仕組みの検討に当たっての留意点
 - ◇ 当該仕組みが機能するために必要な財務基盤をどのように考えるのか。
 - ◇ 当該仕組みが市場から信認を得て円滑に資金調達を行うための保証のあり方をどのように考えるか。
- なお、国として地方の資金調達に一定の対策を講じたと言える必要。

※参考

◆郵政民営化法（平成十七年十月二十一日法律第九十七号）

（地方公共団体への配慮）

第百八十二条 国は、郵政民営化に伴い借入れ又は地方債の発行による地方公共団体の資金の調達に支障を生ずることのないよう適切な配慮をするものとする。

2. 廃止に向けた移行措置の在り方・その他

- 現在の債券の管理とともに、地方公共団体自らが、市場の信認を得て、財務上の戦略として必要な資金を資本市場から共同で調達する仕組みが機能するための必要な財務基盤のあり方について更に検討。
- 現在の公庫の財務基盤（債券借換損失引当金、公営企業健全化基金等既往の資産・負債全体）の新たな仕組みに確実に承継させるという地方の意見について、更に検討。

※地方公共団体の意見

◆「政策金融改革に関する緊急意見」（平成 18 年 4 月 13 日地方六団体）

- 1 住民生活に欠かせない上・下水道、交通、病院をはじめとする公共施設整備が円滑に実施できるよう、長期・低利の資金を安定的に供給する共同債券発行機能を引き続き確保すること。
- 2 上記の機能を十分に果たすため、必要な財政基盤を確保できるよう、現在の公庫の財務基盤（債券借換損失引当金、公営企業健全化基金等）については、新たな組織に確実に承継させること。
- 3 これらを可能とするため、新たな法的枠組みを構築すること。

◆「分権型社会のビジョン（中間報告）」（平成 18 年 5 月 8 日新地方分権構想検討委員会）

【提言 6】

3. 地方債の共同発行機関を設ける。

＜考え方＞

4. 地方債の共同発行機関の設置

また、小規模市町村等では、起債ができず、必要な社会資本整備が困難になる可能性がある。

地方債を共同発行すべきとの意見もあるが、小規模市町村等だけによる共同発行では、かえって信用力が低下することや発行ロットが小さいことにより金利が高くなる可能性があり、都道府県単位での共同発行を行うことや自治体全体での共同発行機関を設けることが必要である。